

2019年3月25日

～職員にとって働きやすい職場環境を整備し、お客さまサービスのより一層の向上を図るため～ 育児休職に関する諸制度を拡充します

京都中央信用金庫（理事長 白波瀬 誠）は、働き方改革の推進とお客さまサービスのより一層の向上に向け、育児休職に関する諸制度を拡充しますのでお知らせいたします。

当金庫では、月間4日の「ノー残業 DAY」の設定や5営業日連続、3営業日連続、2営業日連続の年間合計10日の連続休暇制度の導入など、職員がやる気を持っていきいきと働くことができるよう、働き方改革に積極的に取り組んでいます。

今回、働き方改革をより一層推進するため、育児休職に関する諸制度の拡充を行います。これにより性別に関係なく、意欲ある職員が家庭を大切にしながらキャリアアップを実現することを積極的に支援し、お客さまサービスのより一層の向上を図ってまいります。

当金庫は、今後も働き方改革の推進をはじめ、職員がモチベーション高く、もてる能力を100%発揮できる働きやすい魅力ある職場環境の整備に積極的に取り組み、地域のお客さまから最も信頼される地域 NO.1 の金融機関を目指してまいります。

記

1. 育児休職に関する諸制度の内容

変更内容は以下のとおりです。

	変更後	変更前
育児休職期間	最長、子が3歳に達するまで	最長、子が2歳に達するまで
短時間勤務	子が小学校に就学するまで	子が3歳に達するまで
時間外・休日勤務免除	子が小学校4年生未満	子が小学校に就学するまで
時間外・休日勤務制限	子が小学校4年生未満	子が小学校に就学するまで

2. その他の法定を上回る両立支援制度

当金庫では、今回の育児休職に関する諸制度の拡充以外にも以下の法定を上回る両立支援制度を導入し、職員のワークライフバランスの実現を積極的に支援しています。

	当金庫の内容	法定内容
子の看護休暇制度	中学校就学未満の子が対象	小学校就学未満の子が対象
配偶者の出産休暇	5日間取得可能	—
独自の出産育児給付金制度	子が1歳に達するまで毎月支給	—
介護休職	最長1年間	最長93日間

以上

☆本件に関するお問い合わせは、
京都中央信用金庫 On Your Side 事業部(TEL075-223-8385 FAX075-223-2563)
までお願い申し上げます。